

☆平和憲法施行から75年

新しい年が明けました。今年、この憲法が危機を迎えるかも知れません。75年目になります。今年、この憲法が危機を迎えるかも知れません。

7月の参議院選挙の結果次第で

◆憲法の改正は、国会の総議員の3分の2以上の賛成で承認となります。現在、衆議院は改憲勢力が3分の2を超えていますから、今年7月の参院選で改憲勢力が3分の2を超えると、国会での改憲承認の条件が整います。

◆しかし、次に国民投票で過半数の賛成がなければ、改正は成立しないので、そう簡単ではないという人もいますが、改憲勢力は、あらゆる手段で過半数承認に国民を誘導しようとするでしょう。

お話し改憲提案の姑息な本音

◆憲法改正と言っても、さまざまな条文があります。しかし、現政権の本音の狙いは、やはり第9条を戦争の出来る条文に改めることにあります。そこで出てきたのがお話し改憲提案という姑息な本音です。

◆例えば、評判の悪い第53条（*）を、選挙では国民の意向に添ったような形で改正提案し、選挙で勝ったら9条の改正を出してくるというやり方を「お話し改憲」と言います。（*）国会議員の4分の1以上の要求があれば、臨時国会を開かなければならないが、政府に都合が悪いときは、期限が明記されていない事を根拠に開かないので評判が悪い。

◆このようにお話し改憲提案とは、皆が納得するよう改正提案をし、その付け足しのような形で本命の9条改正を忍び込ませるという方法です。

山積する課題、優先すべき課題

◆国民投票では、①個々の条文を一束にして（ここに9条改正を忍び込ませて）承認を求めるのか、②個々に承認を求めるのか、③投票率はどんなに低くても良いのか、④各党の宣伝は金に任せてやりたい放題でいいのかなど、超えなければならぬ課題が山積しています。

◆改憲勢力が大多数を占めるとこのような問題も蹴散らして、強引に改憲に突き進む可能性があります。

◆岸田総理は、今度の参院選で憲法改正を争点にすると考えているようですが、先ず、国民は本当に憲法を変えないと生活して行けないと思っているのか、よく見てほしい。コロナ、貧困格差、失業など優先すべき課題が山積している現実を見てほしいものです。

二〇二二年一月九日（日）護憲平和行進（通算659回目）
★浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合



日本国憲法前文より

〔平和的生存権〕

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

憲法第九条〔戦争の放棄・交戦権の否認〕

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段とし、これを永久にこれを放棄する。陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。